

包括委任状

平成 年 月 日

私(私ども)は、
識別番号 100072039 弁理士 井澤 洵 氏、識別番号 100123722 弁理士 井澤 幹 氏
を以て代理人として下記事項を委任します。

記

1. すべての特許出願、特許権の存続期間の延長登録の出願、実用新案登録出願、意匠登録出願、商標(防護標章)登録出願及び商標権(防護標章登録に基づく権利)存続期間更新登録出願に関する手続並びにこれらの出願に関する出願の放棄及び出願の取下げ
1. すべての実用新案登録出願、意匠登録出願から特許出願への変更
1. すべての特許出願又は意匠登録出願から実用新案登録出願への変更
1. すべての特許出願又は実用新案登録出願から意匠登録出願への変更
1. すべての通常の商標登録出願から団体商標の商標登録出願又は防護標章登録出願への変更
1. すべての団体商標の商標登録出願から通常の商標登録出願又は防護標章登録出願への変更
1. すべての防護標章登録出願から通常の商標登録出願又は団体商標の商標登録出願への変更
1. すべての特許出願又は実用新案登録出願に基づく特許法第 41 条第1項又は実用新案法第8条第1項の規定による優先権の主張及びその取下げ
1. すべての特許権、実用新案権、意匠権、商標権及び防護標章登録に基づく権利並びにこれらに関する権利に関する手続並びにこれらの権利の放棄並びにこれらに関する請求の取下げ、申請の取下げ及び申立ての取下げ
1. すべての特許出願に関する出願公開の請求
1. すべての商標権存続期間更新登録の申請及び書換登録の申請
1. すべての商標(防護標章)登録に対する登録異議の申立てに関する手続
1. すべての特許、特許権の存続期間の延長登録、実用新案登録、意匠登録、商標登録、書換登録、防護標章登録及び商標(防護標章)更新登録に関する無効審判の請求に関する手続
1. すべての特許権に関する訂正の審判の請求及びその取下げ
1. すべての実用新案登録に関する訂正の請求及びその取下げ
1. すべての商標登録に対する取消しの審判の請求に関する手続
1. すべての特許出願、特許権の存続期間の延長登録の出願、意匠登録出願、商標登録出願、防護標章登録出願、商標権(防護標章登録に基づく権利)存続期間更新登録出願及び書換登録の申請に関する拒絶査定に対する審判の請求及びその取下げ
1. すべての意匠登録出願、商標登録出願及び防護標章登録出願に関する補正の却下の決定に対する審判の請求及びその取下げ
1. すべての特許発明、登録実用新案の技術的範囲、すべての登録意匠及びこれに類似する意匠の範囲、すべての商標権、防護標章登録に基づく権利の効力についての判定の請求
1. すべての他人の特許出願についての出願審査の請求並びに特許法施行規則第 13 条の2の規定による情報の提供及び同規則第 31 条の3の規定による事情説明書の提出(平成5年改正前実用新案法施行規則において準用する場合を含む。)
1. すべての他人の実用新案登録出願についての実用新案法施行規則第 21 条の規定による刊行物の提供
1. すべての他人の商標登録出願についての商標法施行規則第 19 条の規定による情報の提供
1. すべての他人の特許権、特許権の存続期間の延長登録、実用新案権、意匠権、商標権、書換登録、防護標章登録に基づく権利、商標(防護標章)更新登録に関する無効審判の請求及びその取下げ
1. すべての他人の商標登録、防護標章登録に関する登録異議の申立て及びこれらの取下げ
1. すべての他人の商標権に関する商標登録の取消しの審判の請求及びこれらの取下げ
1. すべての他人の実用新案登録出願又は実用新案登録に関する実用新案技術評価の請求
1. すべての他人の特許発明、登録実用新案の技術的範囲、すべての他人の登録意匠及びこれに類似する意匠の範囲、すべての他人の商標権、防護標章登録に基づく権利の効力についての判定の請求
1. 上記各項に関する行政不服審査法に基づく諸手続
1. 上記手続に関する復代理人の選任及び解任

住所

氏名(名称)

(代表者)

〒100-8915

東京都千代田区霞が関3丁目4番3号

株式会社 特許庁

代表取締役 特許 太郎

登録簿・住民票の正式な住所
例(3-4-3)のような省略表記は×
社判(ゴム印)でも可

ご捺印をお願い致します。

特

捨印もお願いします。

特